

改正教育基本法と学習指導要領の改訂をめぐる主要課題

上越教育大学 若井 彌一

小論の課題

平成18年12月22日、教育基本法（昭和22年3月31日公布、法律第25号、以下「旧教育基本法」という。）の全部を改正する法律が公布され（法律第120号）、即日施行された（以下、「改正教育基本法」という）。

小論は、この改正教育基本法との関連性が強調される文脈において改訂された幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の内容とその実施を巡る主要課題について明らかにすることを試みるものである。

教育課程論や教育方法論を専門にする者ではないので、あるいは見当違いな論述があるかもしれないが、言わんとする趣旨を汲みとっていただければありがたい。

1. 教育基本法の全部改正

平成18年の第165回国会（臨時国会）において可決・成立した教育基本法の全部を改正する法律案は、11月16日の衆議院での強行採決、12月15日、参議院での与党賛成多数での可決・成立という経過を辿り、その後、12月22日に公布・施行された。

旧教育基本法は、前文において、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよ

うとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」との書き出しで始まり、「ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」と結んでいることから知られるように、日本国憲法との一体性が強く意識された法律であることが特徴である。この特徴の故に、他の教育関係法と同列に教育基本法を改正することには、国民、分けても、教育関係者の反対が強く、異例のことではあるが、一言半句改められることなく、約60年の歳月が経過した。

しかし、いかに憲法との一体性が強い法律であるとは言っても、新たにつけ加えられるべき事項が出てくるのは当然であり、平成12年12月22日の教育改革国民会議の「教育を変える17の提案」の中では、提案の「17」として、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」という見出しを掲げ、「今後、国民的な議論が広がることを期待する」こと、また、「政府においても、報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むこと」の必要性を強調していた。この報告を踏まえ、文部科学大臣は、平成13年11月、中央教育審議会（以下「中教審」という。）に対して、「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問をした。中教審は、平成15年3月20日、「教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する答申を行った。この答申においては、(1)現行の教育基本法を貫く「個人の尊厳」、「人格の完成」、「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念は、憲法に則った普遍的なものとして今後とも大切にしていこうとする一方で、(2)21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、(ア)信頼される学校教育の確立、(イ)「知」の世紀をリードする大学改革の推進、(ウ)家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進、(エ)「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養、(オ)日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養、(カ)生涯学習社会の実現、(キ)教育振興基本計画の策定という7項目に及ぶ「教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法を改正することが必要である」と述べている。

このように中教審によって、教育基本法の改正は、その方向性が相当具体的に示された。そして、ほぼ3年後の平成18年4月、教育基本法の全部を改正する法律案が国会に提出され、同年12月には、改正法案が可決・成立したのである。12月22日に公布・施行された改正教育基本法について、ここでは紙幅の制約もあることから、審議の展開状況については省略し、公布・施行された新法の内容について、次の諸点を指摘しておきたい。

その1は、形式的に全部改正という形になっているが、内容的に見れば、一部改正としても不自然ではなく、むしろ、その方が改正法の歴史的経緯をよく説明できるという利点があると判断されることである。

その2は、前述のように、「個人の尊厳」、「人格の完成」、「平和的な国家及び社会の形成者」などの理念を継承しつつ、時代の変化を踏まえて新たな「教育の理念や原則」を盛り込んで、新たな調和あるいはバランスを備えた法律であることが目指されていることである。新聞報道等では、「個の尊重」を重視する旧教育基本法から、「公の精神」の重視に転じたことを強調する解説が目立った。

しかし、改正教育基本法の前文は、「われわれは、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び」(中段)というものであり、かつての教育に関する勅語が「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」として、「忠良ノ臣民」の在り方を求めた内容とは明確に一線を画す内容である。また、改正教育基本法第2条第5号の場合も、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という条文表現をとっており、「わが国と郷土を愛する」ことだけが殊更に強調されているわけではない。

その3は、国と地方公共団体に対して、「教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」(第16条第4項)として、条件整備の重要な要素である財政上の措置についての規定を置いたことである。

旧法では、教育行政について、「この自覚のもとに、教育の目的を遂行す

るに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」(第10条第2項)と規定していたが改正法では、「教育は、不当な支配に服することなく」と旧法の第10条第1項の書き出し部分を生かしたものの、それに続く内容は、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」(第16条第1頁)と、教育と教育行政の在り方を併記する内容に改めている。解釈の仕方によっては、教育の法律主義を確認した上で教育行政の積極的な役割を一般的に規定した条文のようにも捉えられる。

しかし、解説するまでもなく、教育行政の重要な任務の一つが財政的条件を整備することにあることは明白であるから、同条第4項は、当然ながらのことではあるものの、重要な確任的規定であることを指摘しておく。

2. 学校教育法の一部改正

さて、旧教育基本法の全部改正に続いて、教育基本法の改正との関連が殊更に強調される理由説明で、いわゆる「教育関連三法」の改正が図られていった。教育基本法の改正法案の可決・成立を受けて安倍晋三総理大臣は、「本日成立した教育基本法の精神にのっとり、個人の多様な可能性を開花させ、志ある国民が育ち、品格ある美しい国・日本をつくることができるよう、教育再生を推し進めます」との所信を表明している(平成18年12月15日)。教育関連三法の改正法案は、このような流れの中で、第166回国会において提出され、成立した。衆議院においては、「教育再生に関する特別委員会」を設置して、集中審議が行われ、また、参議院においては、会期末の短期間の審議で法案の採決が行われるという具合で、強引な国会運営の下でこれら教育関連三法改正案が処理されたという印象を国民に与える結果となったことは否めない。

ここでは、「教育関連三法」と呼ばれているもののうち、小論との関連が強い学校教育法の一部改正に絞って述べることをご了解願う。学校教育法の

一部改正では、①各学校種別の教育目的・目標についての見直し、②幼稚園、小・中・高等学校等に副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職を置くことができること、③学校評価、学校運営情報の提供に関する規定（2カ条）の整備、その他合計四つの主要事項について、見直しや追加が行われている。これら4項目のうち、この小論との関連が深いのは、①である。

①について特筆しておくべきことは、幼稚園の目的について、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」（第22条）というように、幼稚園の教育を学校教育体系（制度）の最基底部分を担うものであることが明示されたことである。なお、関連して技術的なことではあるが、学校教育法第1条の学校の定義規定では、従前、幼稚園が最後に掲げられていたのが、「この法律で、学校とは幼稚園、小学校、……」というように最初に掲げられるように改められている。

幼稚園に続く、小学校、中学校についてみると、教育の目的規定が、「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする」（第29条）、「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」（第45条）と、従来よりも、義務教育としての一体性・連続性を強調した表現に改められている。さらに、教育の目標規定については、従前、小学校については8目標、中学校については3目標として別々に定められていたものが、「義務教育として行われる普通教育」の目標として10項に整理されている（第21条）。内容的には、従前の小学校の8目標、中学校の3目標を整理して10項目としたものと言える（詳細省略）。

高等学校については、教育の目的（第50条）規定に関して従前、「心身の発達に応じて」であった部分が、「心身の発達及び進路に応じて」に、「高等普通教育及び専門教育」の部分が「高度な普通教育及び専門教育」に改められた。教育の目標に関しては、3項目のうち第1項について、従前の「国家及び社会の有為な形成者」のうち、「有為な」の表現が削除されている点に注目したい。第2項、第3項については、若干の字句表現の組みかえなどが

行われているにとどまっている。

このような学校教育法の一部改正は、教育基本法の改正、とくに第2条の「教育の目標」との関連性が重視されて行われていることが知られる。旧教育基本法が、「教育の方針」（第2条）で「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように勤めなければならない。」と、格調は高くても抽象度が高い規定であったのに対し、改正法では、第1条の教育の目的との関連を教育の目標（第2条）として限定しており、学校教育法の一部改正についても、直接的なつながりをつけ易くなったことによる効果とみることができる。しかし、それだけに、第2条の教育の目標規定は、改正内容の一面だけが軽々または恣意的に強調されることにならないように、教育改革を推進する立場にある教育行政関係者は勿論のこと、小・中・高等学校などにおける教育実践者としての教員も、バランス感覚をもって教育基本法の教育目標規定、学校教育法における学校種別の教育目的・目標規定の解釈・運用に努めなくてはならない。

3. 学習指導要領の改訂と「生きる力」育成の課題

(1)ところで、時間的な前後関係で言うと、教育基本法が改正され、その改正との関連が強調される脈絡で教育関連三法の改正が行われ、そのうちの学校教育法改正との関連が強調される形で幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が平成20年3月28日に告示された（以下、これらを「新幼稚園教育要領」、「新小学校学習指導要領」、「新中学校学習指導要領」という）。同日付の文部科学省事務次官通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」では、「記」「1. 改正の概要 (1)幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方」の見出しで、「今回の

教育課程の基準の改善は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確となった教育の目的及び目標に基づき、答申を踏まえ、次の方針に基づき行ったものであること。」として、次の3項目（三つの方針）を掲げている。

- ①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること。
- ②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これら①～③の方針については、①が2項目、②が4項目、③が1項目の更に詳細に及んでの説明が行われている。即ち、①については、（その1）として、「知識基盤社会」の時代において、ますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視したことが説明され、（その2）として、改正教育基本法、学校教育の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確にしたこと、これを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動、環境教育を充実したことが説明されている。（（その1）、（その2）は筆者が便宜的につけたもの。以下同じ）

次に②については、（その1）として、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間および特別活動（以下「各教科など」という。）において、基礎的・基本的な知識・技能を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述と知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を重視したこと、（その2）として、あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力について、国語科のみならず、各教科等において、その育成（言語能力の育成）を重視したこと、（その3）として、これら（その1）、

(その2)で述べた学習を充実するため、国語、社会、算数・数学、理科、外国語等の授業時数を増加したこと、(その4)として、これらの学習やキャリア教育などを通じ、学習意欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図るものとしたことが、淡々とした文章の運びではあるが、要領よく説明されている。

また、③については、体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての指導、安全教育や食育などを児童・生徒の発達の段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体の育成を図るものとしたことが説明されている。

新幼稚園教育要領、新小学校学習指導要領、新中学校学習指導要領について国の教育行政施策を進める観点から、どのような考え方にに基づき、何を行うことを目指しているかが、この説明によって理解できるものとなっている。しかし、説明が平板に過ぎて、平成10年12月14日に告示され、実施されてきた幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領について、全国的に見た場合、「教育課程の編成・実施」という実践レベルでは、何がどの程度達成できているのか、反対に、何がどのような理由で達成できていないのかについては、理解することができない。無論、このように述べることは、3月28日付けの文部科学事務次官名による「通知」通知内容の不足を批判することではない。慣習的に、この種の通知(学習指導要領の告示に関連する通知)においては、「教育課程の編成・実施」レベルのことについて、何が達成(実現)できたのか、何が十分に達成できなかったのか等についての具体的な説明はされて来ていない。

それでは、何によって、上記のような疑問についてある程度の理解を得ることができるか。幸いにも、平成20年1月17日に中教審の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)によって、それが可能である。

この答申においては、「3 子どもたちの現状と課題」の記述部分で、「子どもたちの学力と学習状況」について、国立教育政策研究所が実施してきた教育課程施状況調査(小・中学校、平成15年調査)の結果に基づき、小・中学生の「基礎的・基本的知識・技能の習得を中心に一定の成果が認められ

る」と評価する一方で、「他方、国語の記述式の問題の正答率が低下するなどの課題がみられた」と指摘している（答申、12頁）。また、高等学校についても、平成17年度実施調査では、平成14～15年度調査と比較して、たとえば、英語の「聞くこと」に関する問題の正答率が上昇する一方で、国語の古典については、低下する等の結果となっていることを指摘している（答申、12頁）。

国際的学力調査（OECDのPISA調査、国際教育到達度評価学会（IEA）のTIMSS調査の結果については、我が国の子どもたちの学力は、全体としては国際的に上位にある）と評価しつつ、（ア）読解力記述式問題に課題があること、（イ）PISA調査の読解力の習熟度レベル別の生徒の割合において、前回調査（2000年）と比較して、成績中位層が増加しているなど成績分布の分散が拡大していることなどの低下傾向が見られたことを指摘している（答申、13頁）。

さらに、平成19年4月24日に実施された全国学力・学習状況調査（小学校第6学年、中学校第3学年対象）の結果については、これまでの「教育課程実施状況調査や国際的な学力調査と同様に、基礎的・基本的な知識・技能については相当数の子どもたちが概ね身に付けていると考えられるが、中学校の数学で、方程式における移項の意味の理解」等に個別に課題が見られると指摘している（答申、13頁）。

無理からぬこととは思われるものの、我が国の子どもたちの学校学習の総合的な確認とそれに基づく多面的評価の段階には達しておらず、多分に断片的、部分的な事実確認とそれに基づく評価（印象的評価）の段階にとどまっているのではないかと。そうは言っても、一朝一夕に実現できるほど簡単な作業ではないから、今後も全国学力調査を継続するのであれば（高等学校も含めて）、子どもたちの「学習」について、学校教育の全般に及んで、より総合的・多面的に検証していく作業を継続することが課題であろう。

(2)最後に、学習指導要領の改訂と関連させて、今後の学校教育の実践、すなわち各学校における、「教育課程の編成・実施」レベルでの課題をいくつ

が提示して、小論の結びとしたい。

⑦国の教育改革施策が各種の文書（答申等）によって公表されても、教育関連の法令が改正されても、さらには、学習指導要領が改訂されても、それが、児童・生徒に届くか、換言すれば、教育活動として具体的に実践されるかどうかは、学校の教師たちの双肩にかかっている。憲法で保障されている国民の「教育を受ける権利」（第26条第1項）を、どれほど豊かに保障できるか、教育基本法で定めている教育の機会均等の趣旨にふさわしく、「ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会」（第4条第1項）を十分に与えられるかどうかの直接的な鍵は、全国の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等に勤務する多くの教師が握っている。

すでに述べて来たところから明らかなように、今次の学習指導要領の改訂では、平成8年7月19日の中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」で大々的に打ち出された「生きる力」の育成を引き続き、教育の目指すべき実践的指標とすることも確認されている。単に継承するというだけではなく、中教審答申（平成20年1月17日）では、「平成8年の答申以降、1990年代半ばから現在にかけて顕著になった、『知識基盤社会』の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、『生きる力』をはぐくむという理念はますます重要になっていると考えられる」（答申、8頁）とまで強調されている（OECDの学力調査で重視されている「キーコンピテンシー」との関連は、答申、9頁）。

そのように強調される「生きる力」であるにもかかわらず、学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分でなかったことについての五つの課題（と言うより、問題と表現すべきか）の第一として、「生きる力」がなぜ必要か、「生きる力」とは何かについて、「文部科学省（文部省）による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなかったことなどにより、文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がなされなかったこと」が指摘されている（答申、17頁）。「今さら、何を？」という感じもするが、「生きる力」は、「全人的な力」（平成8年・中教審答申）であるから、具体的に何を、どのように育成していくべきかは、実践の理論的課

題であることは間違いなからう。

④「生きる力」についての共通理解を図りつつ、教育実践のレベルでは、断片的、部分的な記憶にとどまる学習に終始するのではなく、知識を活用してより建設的な思考に役立たせていく試みを徹底させていくことが必要であろう。思考力だけでなく、判断力、表現力等を伸ばし、鍛えることの徹底を図ることが試みられなくてはならない。

単純な記憶を主とする学習は、学習者の主体性が乏しくてもある程度成立するかもしれないが、複雑な思考を要する学習は、学習者の主体性がなければ成り立たないことは自明である。旧教育基本法の「教育の方針」規定（第2条）で「自発的精神」の涵養が掲げられ、改正教育基本法の「学校教育」規定（第6条第2項）で「自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視」すべきことが確認されていることを学校教育の実践において徹底していくことが課題である。

部分的な学力の調査結果の上下に一喜一憂するのではなく、児童・生徒が、自発的に学習する意欲を促し、学習活動に充実感を覚えるような実践が目指されなくてはならない。そのような「学び」の積み重ねこそ、児童・生徒が「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること」を可能にし、また「その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」（改正教育基本法第3条）を可能にするであろう（なお、「学習」することの3段階〈楽しさとしての学び、充実感としての学び、使命感としての学び〉については、上越教育大学附属小学校編『関係力～子どもが生きる学力への挑戦～』所収の拙稿を参照いただければ幸いである）。

⑤改正教育基本法では、第4条の「教育の機会均等」規定に、旧法では盛り込んでいなかった「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その傷害に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」という規定が追加された（第2項）。

この条項は、文字どおり障害のある者に対する適切な支援を講ずることを国と地方公共団体に義務づけたものである。しかしこの規定が追加されたことは、単に障害がある者だけでなく、本来、教育とは現に障害があるか無い

かではなく、学習をする者が、それぞれの実態に適合する方法的支援を必要とする営みであるという教育の条理を教育界に、浸透させていくことになるものと予想される。我が国では、既に軽度障害がある児童・生徒については、小学校や中学校で学ぶ体制へと本格的にシフトしつつある。

教育は、我が国だけでなく、多くの国々で重要な政策課題として掲げられているけれども、その課題は「人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」(改正教育基本法第1条)行われる各学校での地道な活動を通して達成されていくものである。要するに、一人ひとりの児童・生徒の「学び」を、児童・生徒の実態を踏まえつつ、どれだけ充実させることができるかが鍵である。このように考えると、教育は、高い理想を目指しつつも、その実践に当たっては、一人ひとりの学習者(児童・生徒)の発達段階や特性に細心の配慮することが不可欠である。医療が患者の実態に合わせて最適なものを試みると同様に、教育もまた、そのような臨床的観点を実践において強めていくことが必要である。改正教育基本法第4条第2項を、狭く障害がある者に対する特別支援を講ずる義務を国と地方公共団体に課したものとのみ捉えるのではなく、一人ひとりの児童・生徒にそれぞれのニーズに応じた方法的工夫をも期待するものと捉えて、創意と工夫のある教育実践を目指すことが課題であろう。

④最後に、新学習指導要領の実施とも関連して、教育行政は、何が出来るのか、何をしなければならないのかについて言及しておきたい。何も臨時教育審議会(以下「臨教審」と略)に限ったことではないが、臨教審による4次にわたる教育改革の提案に基づいた施策が、その後、次々と実施に移されてきた。解説するまでもなく、臨教審自体は、昭和59年8月～62年8月でその任務を終えて廃止されたのであるが、その答申で提起された内容は、その後の教育行政施策の方向に大きな影響を与えてきた。しかし、約20年に及んだ教育改革によって、日本の教育の何が目覚ましいほどの成果を上げたということが出来るのかという問いかけが、必要のようにも思われる。経済政策について言われる「失われた10年」というほどの消極的あるいは否定的評価

は、教育改革については、あてはまらないと思われるが、「教育改革」の趣旨が、児童・生徒の「教育をつかさどる」学校の教員にまで、十分に浸透していたのかどうかについては見直しが必要であろう。

上位下達のやり方で、教育改革を効果的に進めていくことは望み薄である。教育改革は、政治に携わる人々が自分の任期中に完遂できるものばかりでなく、むしろ、もっと長期間の継続的な努力を必要とする。政治に携わる人々、その下で行政を執行していく人々が、教育を直接に担う人々を十分に納得させることのできる見識（先見性と表現してもよい）を示すことなしには、教育に携わる人々は積極的には改革に与しないであろう。そこに教育改革の難しさがある。教育行政の仕組みが違うとは言え、アメリカの教育改革を批判的と言うよりも反省的に総括した報告書『危機に立つ国家』（A Nation at Risk 1983年4月26日）において、教員に対する適切な配慮が十分でなかったことが、アメリカの教育改革が成功しなかった一つの原因であると認識されていることは、忘れてならない教訓であろう。教育振興基本計画が初めて策定された（平成20年7月）。最初の基本計画の策定ということで教育関係者の関心が集まっていたのであるが、国家財政が逼迫していることもあり、きめ細かな教育を実施していくために必要となる教職員の定員増とそれに必要な財政的支援を明示することはできなかった。

しかし、これが終わりではない。財政的側面の根拠もない、あれこれの「教育振興」基本計画では、教育関係者の士気を高めることは困難である。この自戒をもって国の教育行政に携わる人々（地方教育行政も例外ではない。）はその存在意義を明確にする努力を今後とも重ねてほしいものである。教育行政関係者のひたむきな努力が、少なからぬ教職員と国民をも動かすであろう。